

## IV. 日米における制度の違い

### IV-1 スポーツ仲裁制度

#### 1. 日本におけるスポーツ仲裁制度

紛争解決の手段は、裁判所が法律を基準として判断を下す裁判と、訴訟手続きをとらない裁判外紛争解決手続（Alternative Dispute Resolution: ADR）に大別される。ADRのうち、スポーツ紛争に関する分野では、国際競技連盟が紛争について固有に定める規則を各国の中央競技団体が適用するものと、仲裁機構が用意する仲裁、調停、斡旋等の手続きによる紛争解決手段がある。

（一財）日本スポーツ仲裁機構（Japan Sports Arbitration Agency: JSAA）は、2003年に任意団体として設立され、（公財）日本オリンピック委員会（JOC）、（公財）日本体育協会（日体協）、日本障害者スポーツ協会などから会費等により運営されている。主な事業は、スポーツ仲裁や調停に係る基本計画の策定および規則の制定、スポーツ法やスポーツ仲裁および調停に関する教育・啓発活動、情報収集などである。

JSAAには、「スポーツ仲裁規則」「ドーピング紛争に関する仲裁規則」「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」の3種類の仲裁規則がある。このうち、「スポーツ仲裁規則」は、「スポーツに関する法及びルールの透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与するため、公正中立の地位を有する仲裁人を持って構成されるスポーツ仲裁パネルの仲裁により、スポーツ競技又はその運営をめぐる紛争を、迅速に解決することを目的とした紛争解決手続規則」であり、代表選考などの競技団体の決定に対して、不服を抱く競技者がその決定の取り消しを求める事件などに適用される。この場合、競技者等が申立人として、競技団体を被申立人とする仲裁申立てを対象としている。また、この「スポーツ仲裁規則」に基づき紛争解決をする競技団体は、「スポーツ仲裁自動受託条項」を採択したものとされ、2011年9月時点で、JOC・日体協加盟の33団体（47.1%）が採択している。

「ドーピング紛争に関する仲裁規則」は、ドーピング検査の結果、陽性反応が出た場合、「日本ドーピング防止規律パネル」が制裁措置を決定するが、この決定またはこの決定に基づく競技団体の決定に不服がある場合の紛争などが対象となる（IV-3参照）。

「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」は、申立人と被申立人を制限せず、スポーツイベントにおける企業間の契約金や放映権の問題など、仲裁対象を幅広く想定し制定された。ただし、2010年度までに本規則に基づく申し立ては発生していない。

2003年の設立より、JSAAが判断した事件数は表IV-1のとおりである。

表IV-1 JSAA が仲裁判断をおこなった事件数

年度	AP	DP
2003	3	0
2004	2	0
2005	1	0
2006	1	0
2007	0	0
2008	1	2
2009	2	0
2010	3	0
合計	13	2

※AP: スポーツ仲裁規則による仲裁

※DP: ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則による仲裁

JSAA ウェブサイトより作成

## 2. 日本の2団体のスポーツ仲裁への取り組み

### 1) JAAF

国際陸上競技連盟 (IAAF) は、各国加盟団体の国内における競技会の実施にあたり、IAAF 規則を採用することを推奨している。そのため、JAAF も特別のものを除き IAAF 規則に準拠し、紛争の取り扱いについても国内適用し、遵守することを定款・細則で謳っている。IAAF 規則では、各国加盟団体の管轄下にある競技者等が対象となる紛争が生じた場合に、当該加盟団体が構成する聴聞機関、または当該団体が認可する聴聞機関の聴聞会に付託することをはじめ、加盟団体と IAAF 間および加盟団体間の紛争などへの対応が示されている。

また、JAAF では、競技に精通した弁護士や法制委員会を設置している。仲裁を要する案件が発生した場合には組織内で対応することが望ましいという認識があるため、JSAA のスポーツ仲裁条項は採択していない。

### 2) JVA

JVA は、JSAA のスポーツ仲裁条項の採択団体であり、JVA 倫理規程において、JVA の決定に対する不服申し立ては、JSAA の規則に従い仲裁またはスポーツ調停手続きをすることと定めている。さらに、理事の中に弁護士がおり、リスクマネジメントへの対応も含めて適宜相談している。

## 3. 米国におけるスポーツ仲裁制度

米国のスポーツ仲裁は、米国仲裁協会 (American Arbitration Association: AAA) がおこなっている。AAA は、1926 年に設立された非営利法人であり、仲裁、調停、斡旋等の裁判によらない紛争解決方法である裁判外紛争解決手続 (ADR) を専門としている。AAA では、あらゆる事項の仲裁を対象としており、紛争の範囲にスポーツが含まれている。日本スポーツ仲裁機構 (JSAA) のように、スポーツ仲裁に特化した組織は米国には存在しない。

AAA が取り扱うスポーツ仲裁の領域は、オリンピック、パン・アメリカン大会、そ

の他国際大会の出場資格認定に関する紛争、アマチュアスポーツにおいて中央競技団体にふさわしい団体の決定、競技会外検査でドーピング反応が陽性だった際の申し立てに対する仲裁である。

オリンピック・アマチュアスポーツ法（The Ted Stevens Olympic and Amateur Sports Act）や米国オリンピック委員会（USOC）の定款では、USOC、競技者、中央競技団体間の紛争解決時に、AAA を利用することが規定されている。加えて、AAA は、米国アンチ・ドーピング機構（USADA）協約付随書に従い、ドーピング訴訟に関連する紛争に対して運営管理団体として指名されている。

#### 4. 米国の2団体のスポーツ仲裁への取り組み

##### 1) USATF

USATF の定款第 14 条では、(1) USATF および陸上競技の目的、(2) 定款や規程、USATF 主催大会および IAAF のルール、オリンピック・アマチュアスポーツ法、(3) 全米代表としての責任、(4) 選手選考の規則、に反する者の制裁権を USATF が有することを定めている。加えて、ドーピングに関する紛争を除き、USATF 管轄下で発生する異議申し立てについて、公正な通知と聴聞の機会を提供することを明記している。とりわけ、陸上競技会への参加資格に対する異議申し立てについては、仲裁人となる全米陸上審査会（National Athletics Board of Review: NABR）の存在や手続き方法、紛争解決の手順などが詳細にわたり USATF 規程第 21 条で示されている。NABR での決定に不服がある場合には、オリンピック・アマチュアスポーツ法に基づき AAA での紛争解決を求めることになる。これまでも、オリンピックなどの国際大会における代表選考について、AAA での解決事例がみられる。

##### 2) USAV

USAV の定款第 14 条において、オリンピック・アマチュアスポーツ法に基づいて紛争解決に努めることが明示されている。USOC の定款に従い、国際大会への出場資格認定、中央競技団体としての決定、ドーピング等に関連する紛争について、AAA の仲裁をもとに紛争解決を試みることになる。これらに該当しない紛争についても、定款第 14 条内に関連団体や地域協会が法的な適正手続きを問う権利が明記されている上、異議申し立てや仲裁人の任命等の手順が記されており、それに従い紛争解決に努めることになっている。これらに該当する案件としては、国内競技大会への参加者の規定違反、国内競技大会の適正な運営資格、同協会の競技会の公認または非公認の決定等が含まれる。

ただし、近年では仲裁による紛争解決を試みる前に訴訟に至るケースもあり、その場合には、異議申立人と USAV の双方の弁護人が法廷にて協議することになる。